

東京都子供への虐待の防止等に関する条例（仮称）の検討 に対する区市町村意見概要

○意見の募集方法は、意見交換会（平成30年10月15日・16日）又は書面による。

項目		御意見の抜粋
視点① 未然防止		
(1)	社会全体での見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・子供、保護者や関係機関に向けた虐待防止についての十分な普及啓発が必要。 ・体罰によらない子育てを徹底すべき。 ・地域における見守り事例を関係機関等へ情報共有する等、具体的な施策についても検討すべき。
(2)	安心して頼れる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・未然防止の観点から母子保健施策を盛り込むことは重要。 ・子育て世代包括支援センターについて、定義や役割、虐待対策との関係を明確に記載すべき。 ・虐待対策においては、福祉的なケースワークがとても大切。子育て支援が基本となることを、条例を作る上でしっかりと認識してほしい。
(3)	各種健診の確実な受診	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待対策においては妊婦健診の受診が入口となる。なるべく受診を受けてもらえるように、十分な周知を行ってほしい。 ・転居などがあった場合に健診の制度から抜け落ちてしまうケースが生まれないよう、綿密な情報共有の上対応することが重要。
視点② 早期発見・早期対応		
(4)	通告しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・条例でも通告義務を明記することで、保護者との関係性を危惧する学校、医療機関等の通告が進むことを期待。 ・安全確認をすること自体が親の自信をなくしてしまう可能性もあるということを認識した上で、環境づくりを行うべき。 ・虐待を受けた子どもは、何が虐待なのかを知らずに受け入れざるを得ない環境に置かれている。自ら気付けるように、虐待という存在そのものを教育していくべきと思われる。
(5)	迅速な安全確認	<ul style="list-style-type: none"> ・転居ケースの情報の適切な引継ぎを規定すべき。 ・都の児童相談所と区が設置する児童相談所の役割・関係性や連携について盛り込むべき。 ・都内の団体の情報提供の努力義務について明記し、居所不明調査等において、適切に協力してもらえるよう条例で示すべき。
(6)	関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・子供家庭支援センターには「支援」と「指導」の2つの機能があるということを明確に示すような記載が必要。 ・虐待対策では学校との連携が重要。母子保健では手が届かない妊娠する前の時期への対応・教育などにしっかりと取り組んでいく旨を条例に明記すべき。 ・母子保健分野において、情報共有のネットワークを強化するべき。

項目		御意見の抜粋
視点③ 子供とその保護者への支援		
(7)	子供に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・特に高度な専門的な知識及び技術を要する事案への対応、技術的支援の役割について、都条例に盛り込むべき。 ・里親制度を推進すべき。 ・社会的養護のもとで育った子供について、自立支援も含めたより広い視点での地域理解を促進するべき。
(8)	保護者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が再び虐待を行わないために、どの機関がどの役割を担うのかをより具体的に示すべき。 ・施設入所児童を家庭に帰すに当たり保護者支援が重要。
視点④ 人材育成		
(9)	計画的な人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村への財政支援・人的支援について条例に盛り込むべき。 ・区の児童相談所設置への都の支援を明記すべき。 ・困難事例に適切に対応できる職員育成のための研修を計画的に行って欲しい。 ・それぞれの家庭の虐待リスクに合わせ適切なアセスメントができるような人材の育成が大切。 ・人材育成を行う際、区市町村と都との人材交流などにより、地域への理解が深まるようにするべき。
その他		
(10)	条例に関するもの（総論）	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を防止するだけでなく、子供を健やかに育むといった視点を目的の中に入れるべき。 ・条例においては基本的理念等の記載も大切だが、具体的な実効性をどれだけ盛り込み担保できるかが重要である。 ・条例を策定するにあたって、都民に対する一方的な押し付けにならないよう、主旨を説明する広報資料を作成するなど、十分な周知を行うべき。